

グループホーム 菜の花 しのろ館 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社じょうてつケアサービス（以下「事業者」という）が開設するグループホーム菜の花しのろ館（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護」という）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当る従業者（以下「従業者」という。）が要介護又は要支援2状態にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 本事業所において提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
 - 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
 - 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名 称 グループホーム菜の花 しのろ館
- ② 所在地 札幌市北区篠路3条8丁目9番66号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 本事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 職員の職種、員数

（1）1階

管理者	1名	常勤	介護従業者及び2階管理者、介護従業者兼務
計画作成担当者	3名	常勤 2名	内1名 管理者及び2階管理者、介護従業者兼務 内1名 介護従業者兼務
		非常勤 1名	介護部兼務
介護従業者	7名	常勤 4名	内1名 管理者及び2階管理者、計画作成担当者兼務 内1名 計画作成担当者兼務
		非常勤 3名	
看護職員	1名	非常勤	2階看護職員兼務

(2) 2階

管理者	1名	常勤	介護従業者及び1階管理者、介護従業者兼務
計画作成担当者	4名	常勤 3名	内1名 管理者及び1階管理者、介護従業者兼務 内2名 介護従業者兼務
		非常勤 1名	介護部兼務
介護従業者	6名	常勤 3名	内1名 管理者及び1階管理者、計画作成担当者兼務 内2名 計画作成担当者兼務
		非常勤 3名	
看護職員	1名	非常勤	1階看護職員兼務

②職務内容

(1) 管理者

事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者

適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

(3) 介護従業者

利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(4) 看護職員

利用者の健康管理及び医療との連携支援を行う。

(利用定員)

第5条 利用定員は、次のとおりとする。

1階 9名

2階 9名

(介護の内容)

第6条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第7条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成・変更の際には、利用者及び家族に対し、当該介護計画の内容を説明し同意を得、それを交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第8条 本事業が提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者及びその家族にあらかじめ文書で説明し同意を得たうえで次の費用の支払を受けることができる。

	(一般)	(生活保護)
① 家賃	55,000円/月	36,000円/月
② 食材料費	40,085円/月	40,085円/月
③ 水道光熱費	21,000円/月	20,000円/月
④ 管理費	8,500円/月	8,000円/月
⑤ 冬季暖房料(11月~3月)	8,000円/月	10,000円/月
(4月・10月)	5,500円/月	10,000円/月
⑥ 敷金	家賃の1ヶ月分(但し、入居時のみ)	
⑦ 家電持込料	500円/月(テレビなどの家電製品の個数にかかわらず負担)	
⑧ 介護ベッドレンタル料	1,530円/月(個人所有ベッド持込の場合はかかりません)	
⑨ レクリエーション費用	実 費	

3 月の中途における入居または退居については、1ヶ月を30日とした日割り計算とする。

4 入院・外泊中の家賃・食材料費・水道光熱費については、食材料費は発生しないが、家賃及び食材料費以外の利用料についての負担は発生する。また入院・外泊・外出時に、2食以上食べなかった場合は、2日前までのキャンセル申し出に限り食材料費1日分を控除するものとする。

5 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込または銀行口座振替によって指定期日までに受けるものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 入居にあたって留意すべき事項は次のとおりとする。

- ① 原則として施設のある市町村に住んでいること。
- ② 認知症の診断を受けていること。
- ③ 要支援2または要介護1以上の要介護者であること。
- ④ 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ⑤ 自傷他害の恐れがないこと。
- ⑥ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

(秘密保持)

第10条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第 11 条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 12 条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第 13 条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第 14 条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 15 条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、年 2 回避難訓練を行う。

(運営推進会議)

第 16 条 本事業所の運営方針・活動状況を報告する運営推進会議を次のとおり開催する。

①開催時期 2ヶ月に1回

②メンバー構成（役職等）

- ・入居者
- ・入居者家族
- ・町内会会長及び役員
- ・地域包括支援センター職員
- ・運営会社役員及び教育担当者
- ・ホーム管理者及び計画作成担当者

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 17 条 虐待を防止し権利擁護に務めることを基本方針とした指針を整備し、次の各号に定める措置を講じる。

① 事業所における虐待の防止に関する責任者は管理者とする。

- ② 事業所における人権擁護、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- ③ 従業員に対し、虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的実施する。
- ④ 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応は、指針及びマニュアルに則して行う。

(その他運営についての重要事項)

第 18 条 従業員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - ② 経験に応じた研修 随時
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
 - 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

平成 18 年	2 月 20 日	改正
平成 18 年	4 月 1 日	改正
平成 20 年	1 月 1 日	改正
平成 21 年	4 月 11 日	改正
平成 23 年	4 月 11 日	改正
平成 26 年	4 月 1 日	改定
平成 27 年	4 月 1 日	改定
平成 27 年	8 月 1 日	改定
平成 29 年	1 月 1 日	改定
平成 30 年	7 月 1 日	改定
平成 30 年	8 月 1 日	改定
令和 1 年	5 月 1 日	改定
令和 1 年	10 月 1 日	改定
令和 1 年	10 月 11 日	改定
令和 4 年	4 月 1 日	改定
令和 7 年	4 月 1 日	改定